

「架空請求」ハガキに注意

Q. 昨日公的機関のようなところからハガキが届き、『契約不履行による民事訴訟の訴状が提出されたので通知します。取り下げ期日(〇月〇日)まで連絡なき場合は、給料・動産・不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきま
す』という内容に驚いた。身に覚えがないがどうしよう？

(50代 男性)

A. 取り下げ期日が、郵便着後2～3日と間近に迫っていることが多いため慌てて連絡を入れさせることが目的と思われる。相手と話をすると思わぬトラブルに巻き込まれることとなりますので、このようなハガキが届いても連絡をしないことです。覚えのないこと、何かおかしいと思ったら、落ち着いて身近な人に相談するか消費生活センターにご連絡下さい。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時(年末年始・土日祝日を除く)